

平成 30 年 12 月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成 30 年 11 月 28 日（水）

2 場 所 市役所南別館 3 階委員会室

3 開始時間 午後 1 時 30 分

4 終了時間 午後 3 時 15 分

5 出席者

児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、濱田委員、岡村委員、
その他の出席者

栗山教育部長、前村学校教育課長、新宮生涯学習課長、矢部都城島津邸館長、武田文化財課長、西山高
城地域振興課副課長、江藤教育総務課長、岡田教育総務課副課長、清水教育総務課主幹、平田教育総
務課主査

6 会議録署名委員

赤松委員、濱田委員

7 開 会

○教育長

ただいまより、12 月定例教育委員会を開催します。

本日の委員会の終了時間ですが、15 時 30 分を予定しております。皆様方のご協力をよろしくお願いいた
します。

それでは、前会議録の承認についてお願いしたいと思います。皆様のお手元に平成 30 年度 11 月の定例教
育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、会議録署名委員でありました赤松委員、中原委
員に署名をいただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

8 会議録署名委員の指名

○教育長

では、本日の会議録署名委員の指名でございます。本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議等
に関する規則第 15 条の規定により、赤松委員、濱田委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

9 教育長報告

○教育長

それでは続きまして、教育長報告を行いたいと思ひます。

教育長報告につきましては、まず最初に、昨年度までこの席にいらっしゃいました小西宏子先生でござい
ますが、都城市文化賞を受賞されました。昨日、その表彰式がございまして、あわせて、都城市の霧の会が
受賞されまして、一団体一個人が受賞されたところでございます。

小西先生におかれましては、これまでの功績も高い方なのですが、非常に感謝をされておまして、小西
先生らしいと言えば小西先生らしいのですけれども、感謝の言葉を述べられていらっしゃいました。

2 点目でございます。2 点目が 12 月の定例教育委員会の教育長報告資料としてお出ししております校長会
資料、昨今の教育委員会の中でも働き方改革については、いろいろな形でご意見をいただいたところでござ
います。

そこで、今回、先週行きました大阪府で行われました教育委員の研修会もあわせて、この中に織り込んで
おります。あわせて報告をさせていただきたいと思ひます。

学校における働き方改革といたしまして、都城市の次世代の学校をどう作っていくかという、そういう形

で、校長会でお示ししたものです。

まず、スライドの 2 枚目にあたるところでございますが、都城市の次世代の学校作りとして、もちろん人材育成、業務改善というのが中心にあるわけなのですが、その周りにあります効果のある学校作り、それから左側には教師の意識改革、右側にはチーム学校、教育支援。チーム学校というのは、狭い意味でのチームではなくて、地域、保護者を取り巻いた形でのチーム学校という意味でございます。学校事務の効率化として、この間もご提示がありました共同実施のやり方について、それから、情報化校務支援システムについてあたりが、議論をされてきた。これは全国的にもこの議論でございました。

では次のページ、3 ページ目でございます。これは日本の学校教育の構造的な課題として挙げられているものでございます。学力低下に苦しんでいる学校があります。いじめ・不登校・学級崩壊等に起因する教育問題の個別的対応、これは、学力の低下があれば、学力をどうにかにして向上させようというのと、また別な枠組みでいじめが起こったらいじめについて対応、不登校生が出てきたらその不登校に対応、学級崩壊が現れたら学級崩壊に対応、このように枝葉の部分で対応していくということにおいて、ほとんど①のところに書いてありますように、根源的な原因は未解決であるということでございます。

2 つ目に、学校現場の多忙への拍車となっておりますが、教師は益々多忙観を持つ、疲弊感を持ち、心の病になってしまう教諭も増えてきております。学校教育全体の負の連鎖が始まっているというふうに言われているところです。このことが問題の複雑化、高度化、深刻化に進行していつているのではないかということでもございました。

文部科学省がお示しになったのが、教員勤務実態調査というのが、平成 28 年度に行われたわけでございます。結果としては、平成 29 年度に出てまいりました。その中で、60 時間を越えたいわゆる過労死ラインと言われております、これは持ち帰りのものは含んでいません。教師が持ち帰って仕事をする分は含んでなく、学校にどのくらい時間外で残っていたかというその部分だけでございます。それでも、小学校の教諭は 33.5%、中学校の教諭が 57.7%、都城市の場合もほぼ全国と同じ割合になっておりますので、この割合だと思っていただけでも結構だと思います。

また、グラフの突出した部分、50 時間から 60 時間未満のところに、24.1%と 24.3%とありますが、これが小学校教員の過労死ラインではないけれども、ここに 50%以上の人がひしめいているという状況でございまして、かなり厳しい状況になっていると。教員の方々に実際にお聞きしますと、何が一番自分にとって負担かという、生徒指導の問題ということが確実に返ってきます。つまりは、何か子ども達がやってしまったとかいう時に、対応しなければならない。叱らなければならないし、指導しなければならない。もしくは、そういう形で保護者を呼ばなければならない。保護者と話をする時間が必要になってくる。これが大きなストレスになっているということでもございました。

ですので、もう一度都城市の次世代学校作りの図が出てきますけれども、その中でも効果のある学校作りについて、今回の校長会ではお話をしたところでございます。

次のページを開けていただいて 7 枚目になります。

まず、先ほど言った枝葉の対処療法的な対応については、非経営的という言葉が使われておりました。エビデンスベースの効果のある指導ということが経営的であるということでもございます。問題の根源的な課題を解決していくこと、それによって、学力・不登校・いじめ等をすべていい方向に持っていく、改善するという、効果のある指導の組織的な展開が必要であるということです。小さなエネルギーで大きな成果を生み出す効果のある学校作りをすることによって、教師の負担を減らしていくということなのですが、実はそれを、都城市の子ども達に置き換えますと、8 枚目になります、健やかな成長を願うために、私は 4 月に「社会と世界に関心を持ち、人生をよりよく生きようとする力」というのが、本都城の人間力あふれる子ども達の姿としてあらわしました。これは、いわゆる前半の部分は、We の世界を広げる。私達の世界を広げていくということで、社会性の醸成、そして後半の部分は、I、自分自身の力を伸ばす、自己実現をしていくということでもございます。

この内容につきまして、2 本柱でいきますと、学校の経営の中では、生活生徒指導という形になります。そして、学力のほうでは学習指導ということに、当然、この 2 本柱が立っていくわけでございます。ですので、社会性の醸成としての大きなキーワードとしては思いやりを持つということ、そして、自己実現のためには学力保障を学校はしていくということが大切であると考えました。

9 枚目のシートに入りますが、学校が頑張りとしを優しさを引き出してくれる、そういうような場所になっていくことによって、効果のある指導になってくると思うのですが、そのためには、自ら学ぶ力、自学をする力、社会や世界と関わる力、思いやりを持つ力、この両方を伸ばしていく。そして、生きる力をつけて、夢の実現、幸せにつないでいくというような図式が生まれてくると感じました。

10 枚目のシートですけれども、今年 6 月に第 3 期教育振興基本計画が閣議決定されました。国のものがございます。その中に、自立・協働・創造というのが大きなキーワードとして掲げられました。その 3 つのキーワードは、第 2 期の計画から入ってはいたのですが、より強調された形でのあらわし方になっておりますので、これもまったく同じ考え方と私は思っています。私自身を伸ばし、We の世界を広げていくという形で、自学のところを自立、そして、思いやりのところを協働、夢の実現をするところを創造という形に置き換えると、まったく同じ考えではないかなと思っているところです。

ところが、11 枚目のスライドですけれども、どうもこの頃、学級崩壊をしているクラスやうまくいかない学校等を見ますと、自ら学ぶ力がなく、簡単に諦めてしまう。そして、社会や世界と関わる力で優しさを育んでいきたいところですが、わがままを逆に通してしまふ。要するに、生きる力の矮小化につながってしまふ、学力にも差がある、意欲にも差がある、そして、いじめや問題行動等もおさまらないというような形になってしまふ。

これについて文部科学省も、自分自身への信頼の欠如が大きな問題点であるということを言っておりまふ。これは、実を申しますと、妻ヶ丘中校区と祝吉中校区が国研プロジェクトに昨年まで参加しておりました。魅力ある学校作りという国が指定したプロジェクトでございます。非常に、国としては 2 校の校区につきまして関心が高いらしく、いまだにいろいろと話を持ってくるのですが、その国研プロジェクトと全く同じ考え方、自分自身に自信を持たせるということが、この国研プロジェクトの大きなテーマでございました。

その国研プロジェクトのブレーンとなつていらつしやいました、次の 12 枚目のシートにあります鳴門教育大学の大学院の教授であります久我先生が先週の大阪での講演者でございました。時間を使つて、丁寧に教えていただきましたが、この久我先生が言うには、頑張りとか、優しさを発揮させる条件というのがあるらしく、それを分析されております。学力向上には、学習意欲、理解が必要であり、楽しい授業が必要であり、教師への信頼関係がないとできないということ。社会性の醸成につきましては、生活規範がしっかりしていないといけなひ、人のことを大切にしてくるという態度が必要である。友達への信頼関係も必要である。自分に対する信頼につきましては、ここはすごく大切なことだと思うのですが、自分には良いところがある。私は一人の大切な人間である。このことが認識できていないといけなひ。他者への信頼関係ですが、当然、周りの人から認められているというそういう安心感、そして、保護者からの愛情、保護者への信頼、このことが必要になってくるとおっしゃっていますが、この方はキーワードをこうやって表しただけではなく、どのキーワードがどういうふうに関連していくのかまでを調査をされております。

13 枚目のシートでございます。中心となるのが、自分に対する信頼という形で、これに対しては、保護者への信頼とか、周りから認められているということが大きな力になってくるということです。またこの自分に対する信頼は、教師への信頼にもつながるし、楽しい授業にもつながっていくし、学習意欲、理解にもつながっていく。それから、友達への信頼、人のことを大切に聞くという態度の形成にもつながっていくと、分析をされています。

つまり、ほぼほぼすべてに影響をおよぼすのがここなのだということです。ただし、直接自分に対する信頼が生活規範だけには結びついていない。ここはかなり薄いそうです。ですので、生活規範については、集

団の中で人のことを聞いたり、友達への信頼を遠回りながらもそちらのほうをやっていきながら、形成していかなければならないということでした。

14 ページですが、そう言いつつ、私は価値ある人間だと思うかという質問を、各国に韓国・中国・アメリカ・日本で行った時、高校生の心と体の健康に関する調査というのが、日本青少年研究所がやっているのですが、日本ではわずか 7.5%の子しか、まったくそうだというふうに言わないのです。ほかの各国は、「自分はそういう価値ある人間だと思う。」が、韓国で 20.2%、中国で 42.2%、アメリカに至っては 57.2%。それに対して、まあそうだまで入れても、日本は半数には届かないという状況です。これを何とかしなければと思うのですが、次の 15 枚目のシートをご覧ください。

今度は教員のほうの自己効力感をいうのを調べております。これは、OECD が調べたものでございますが、日本は「生徒に勉強ができると自信を持たせている。」と答えられる先生が 17.6%しかいない。OECD 3ヶ国の平均が 85.8%あるというのに、日本人らしく謙虚に言ったのかもしれませんが、それでは済まされない差になっているという状況でございます。

16 枚目のシートに入りますが、結局そういうことで、自分に対する不信や不安を起因とする不登校・いじめにつきましては、教室にいて勉強することが不適応を起こすということは、学力の面でもそうだし、楽しくないと思うことからそうかもしれません。わからない、つまらないと言って、自分自身が不信感、不安感、こういうような形に追い込まれてしまう。結局は、自分が大切とは思えないという状況になってしまっている。これは 2つのタイプに分かれています。内面に向くタイプは自己不信になり、孤立感を経て、そして、不登校、うつ状態、そして、無気力という形になりますし、他者へ向くタイプについては、不安いらをぶつけてしまうということで、いじめ、対子どもへのいじめ、対教師暴力、器物破損というふうに規範の低下につながっているというところでございます。

17 枚目のシートに入りますが、子どもの意識と行動の構造ということで、先ほど久我先生が言われた頑張りや優しさを発揮させる条件の中で、久我先生が言われるのは、やはり褒めるということ。頑張りや優しさに気づく教師の力が必要になってくるということが言われています。また、しつけについては、明確な指示ができるかどうかということもありますし、それから、1回できちんと聞ける状況になっているかどうか。学習については、じっくり考えさせる自学、自立的に行われる学習ができるかどうか。やっていかなければならないのですよねという話でございました。

このところで、実は妻ヶ丘中学校の茶木先生に国研プロジェクトが今どのような形になっているのかを、校長会の中でお聞きしました。実は、妻ヶ丘中学校は、今、不登校生が一昨年に比べて 3分の1になっていますというお答えでございます。3分の1といっても 10 名以上はいるのですけれども、不登校生が 40 名以上の時があったという状況なので、かなりの効果を上げているという状況です。茶木先生が言われるのには、自分自身はここにいていい存在だと思っている。それから、不登校になりそうな子たちに対してアプローチをかけている。不登校になってからでは遅いというお話でした。

18 枚目でございます。そこにありますように、先ほど表したようなものがあるのですが、結局はそのようにして、思いやりとか居場所づくりをすると、両方が伸びていっている状況でございます。妻ヶ丘中学校は、今、成績は上がってきております。どちらかが伸びるということではないのではないかと感じるところでございます。

そして、19 枚目、最後のページでございますが、前にもお示ししたことがありますけれども、川東小学校の児童が募金活動を自らやったという新聞でございます。西日本豪雨緊急支援プロジェクトチームというのを 6 年生が立ち上げて募金活動をした。これは、We の力を高めている。ですので、枠組みの下のほうにありますように、「みんな協力し、沢山募金してくれていると感謝。」もう一人は、「困っている人達に元気になってほしい。」という、根幹をついたコメントをちゃんと話ができている。このことについて、実は、校長会では、小島校長先生に、今現在の学校の様子をお話していただきました。小島先生が言うには、「前任の横田校長先生が種をまいて、私は今一生懸命水をやっているところです。子どもたちはすくすく育って

おります。」というような内容のお話をされましたし、「こうやってチャレンジをさせることがすごく大切なことであるといつも言っています。ですので、こういうことが自発的にできるのではないか。」とおっしゃいました。

また、川東小学校につきましては、西日本豪雨支援に行くための給水車が、水道局があるのですけれども、目の前が水道局なので、そこで出立式をやっていたそうですけれども、誰も何も言わないのに、4年生がわーっと廊下側に出てきて、「行ってらっしゃい。」と大きな手で手を振った。それは、私は支援に行った彼ら達が帰ってきてから聞かされたのですけれども、「あの一言でやるぞという気になりました。」と言っていたいただきました。

この川東小学校も急激に、今、成績が上がっています。やはり、そういうようなところを校長先生方に知っていただきながら、学校運営にあたっていたきたいという思いで、今回話をさせていただきました。

最後に、20 枚目ですが、教頭先生方、実際は副教頭も入っているのですが、全国の時間外の方々の割合でございます。過労死ラインを超えているのが、小学校の教頭では 62.8%、中学校の教頭では 57.8%という数です。ほぼほぼ過労死ラインの人達が半分以上です。これはどう思われますかと、学校に照らし合わせてみられたらどうですかとお伺いしました。「どうか、教頭先生方、そして、こうやってずっと学校に残っていらっしゃる方々の時間外の時間をきちんと把握してください。」というお願いをして、今回は校長会を終わらせていただきました。校長会でお話ししたことにつきましては、学校訪問自体は少なくなってきましたが、これからも学校に行っていたくということになりますので、どうか、ご活用いただければと思います。

何かここまでで質問等あれば。

では、大きく 3 点目でございます。

生徒指導の状況についてでございます。

10 月中のデータになりますので、ご承知ください。まず、非行等の問題行動につきましては、小学校が 3 件、中学校が 0 ということでございます。小学校の 3 件につきましては、暴力行為、先ほど言いましたような形での暴力行為、それから、器物破損が実際に起こっております。また、3 件目は、一時の家出がありまして、これについて報告されていますが、実際には帰ってきております。おばさんの家に行っていたという形になっています。

それから、不登校につきましては、4 月から 10 月までのトータルでございます。小学校が 37 名、継続が 20 名、新規が 17 名、二学期になって増えてまいりました。中学校が 127 名、継続 75 名、新規 51 名、要確認中というのがありますが、これは転入生でございまして、転入生が過去にどのくらい休んでいたのか、今、調査中でございます。転入してから出てきていません。そういうお子さんが 1 人いらっしゃいます。30 日以上の不登校者になった子ども達の数ですが、小学校 15 名、中学校 95 名という数字になっております。

続いて、いじめについてでございます。

アンケート調査を実施したところが小学校 32 校、中学校 19 校、合計 51 校で、2 学期になって非常に注意しなければならない時期に入ってきたということでございます。そして、いじめの認知件数と解消数につきましては、最後の解消率というところをご覧ください。小学校が 90%台をぎりぎり保持しているような状況でございます。前月からしますと、マイナス 8.1 ポイントという形でございますので、ちょっと解決するペースがわずかに遅くなってきたかなと思っております。中学校が逆に解決率が上がりまして、90.3%と 90%を超えたところ です。

交通事故につきましては、10 月中に小学校が 5 件、中学校が 2 件、前回の時にお知らせしたように、ドクターヘリで運ばれた部分もこの中に含まれております。あとは、軽微な形のものでございました。

学級がうまく機能していない状況でございます。

小学校 3 校が上がってきております。1 校目でございますが、4 年生と 6 年生、それぞれなかなか厳しい状況でございます。そこに書いてあるとおりですが、この学校の 6 年生のほうですが、実は、この学級の保

護者との協議は1回終わりました。その次に今度は、学年を全部集めまして、学年の保護者会をしています。その保護者会の後ですけれども、随分と子ども達の様子が変わったということでした。また、その学年を集めての校長先生からの説話とか、色々とされているようでございます。幸せな気持ちで卒業させたのだということを親にも、子どもにも訴えているという状況でございます。

続いての学校でございますが、いろいろと妨害をする子どもが、今、現在不登校になりつつあります。ですので、逆に、校内は落ち着いた状況がみられるわけなのですが、ほかにも落ち着きのない児童がいるために、今後も継続的な指導が必要であるということと、やはり、不登校になったからいいのではなくて、この子を何とかすく上げる方法、手だてを見つけないといけない。しかしながら、今のところ、その子は家庭内に引きこもり、ゲームをして過ごしているということでした。裏面のほうに書いてありますけれども、登校時に対応ができるように職員の態勢づくりを整えているところでございますが、何分にも保護者の協力がなかなかもらえないという状況でございます。

最後の学校でございますが、これが新たにここに上がってきた学校でございます。1人の男子児童ですけれども、特に、算数の授業で勝手な言動があつて、周りに同調する子どもたちがいるというようところで、注視をしているところでございます。S S Wや中学校の教員が乗り入れをしていただいて、授業参観等を行っていただいているということで、小中の連携を含んで取り組んでいるということでございます。

ここににつきましては何かご質問がありますでしょうか。

それでは、教育長報告は終わりたいと思います。

10 議 事

【報告第 98 号】

○教育長

それでは、議事に入ります。

本日は報告 5 件、議案 3 件でございます。

では、報告第 98 号を高城地域振興課副課長からご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○高城地域振興課副課長

今日は、課長の代わりに副課長の西山が説明させていただきます。

報告第 98 号、お城で書き初め展開催要項の説明についてご説明申し上げます。

開催要項にございますように、書き初めの制作過程において、郷土の歴史を学び、郷土に対する理解を深めてもらい、また、その作品を展示することによって、郷土資料館の P R 及び利用促進を図るものです。

展示期間は、平成 31 年 1 月 11 日、金曜日から 2 月 11 日、月曜日までです。場所は、高城郷土資料館の 2 階企画展示室になります。

募集作品の内容ですが、対象者は、市内に在住の小・中学生、作品の題材は、郷土の歴史を連想させるものです。作品の展示は無料ですが、閲覧に関しては別途入館料が必要になります。

以上で、報告第 98 号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、お城で書き初め展につきまして、ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第 98 号を承認いたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

【報告第 97 号】

○教育長

それでは、報告第 97 号を、都城島津邸館長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○都城島津邸館長

島津邸です。よろしくお願いします。

報告第 97 号、都城島津邸やきもの展の開催要項の制定について、都城島津邸やきもの展の開催要項を別紙のとおり制定するものでございます。

次のページでございます。

開催要項でございます。島津文化圏の陶芸家 9 窯元でございます。内訳は、宮崎県内 6 窯元、詳細は都城市、三股町から各々 2 窯元、小林市、新富町から各 1、鹿児島県 3 窯元、詳細は鹿児島市内、霧島市内、指宿からそれぞれ 1 窯元を招聘するものでございます。

作品の展示販売ということで、基本的には陶器市でございます。年明けの最初のイベントでございますので、新春のふるまいを同時に行います。

開催日時は、平成 31 年 1 月 12 日、土曜日から 1 月 14 日、月曜、成人の日までの 3 日間でございます。会場は、本宅内でございます。

ふるまいにつきましては、初日の 1 月 12 日、土曜日、10 時から行います。邸内にお越しいただいたお客様を対象といたします。中身は、ぜんざいと甘酒でございます。70 名ほどを予定しておりますが、なくなり次第終了とさせていただきます。

料金は、本宅観覧料 100 円が必要となります。購入に際しては別途料金がかかります。

参考資料として、別紙に、やきもの展に使用する部屋を黄橙色で示しております。1 階南側に面した和室を使用する形となります。

広報につきましては、12 月 15 日、暮らしの情報に掲載予定でございます。また、月間情報タウンみやざき 1 月号に掲載の依頼をする予定でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○教育長

報告第 97 号につきまして、何かご質問があればよろしくお願いします。

○濱田委員

これは、毎年行っているものですか。

○都城島津邸館長

平成 27 年からやっておりますが、以前はマルシェとやきもの展と抱き合わせでやっていたような感じなのですが、今年はやきもの展のみとなっております。

○濱田委員

何点ぐらい出品なのでしょう。

○都城島津邸館長

業者間というか担当の話し合いではまだわからないのですが、一応部屋割りといましては、かなりの部屋というか、和室 1 つを 1 つの窯元というぐらいですので、かなりの分量だとは思いますが、基本的には、観覧者に見ていただく部分もあると思いますので、かなりの量を展示していただけるのではないかと考えております。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

○中原委員

これはいわゆる 100 円を払って見るということですか。

○都城島津邸館長

見ていただくということで、鑑賞するにあたって 100 円は必要ですということで、それがうちの取り分ということでございます。

○中原委員

もう 1 点ありまして、100 円でぜんざいと甘酒がわたるということですか。

○都城島津邸館長

先ほど申しましたが、邸内に来られた方を対象にやりますので、本宅に上がらない方でも召し上がることはできます。ただ、70 という数ですので、多分、1 時間か 1 時間半ぐらいでなくなるのではないかと考えております。

○教育長

それでは、報告第 97 号につきまして承認いたしますので、どうかよろしくお願いします。

○教育長

維新 150 周年記念のすべてのプログラムが終わったわけですが、中でも、西郷どん巡回展があったようですが、どのぐらいお客さんが来られたのでしょうか。

○都城島津邸館長

報告します。

11 月 21 日から 25 日の 5 日間でしたが、総入館者数が 3,694 名でございますので、5 で割るとかなりの数です。

○教育長

すごいですね。

○都城島津邸館長

11 月 23 日金曜日、島津発祥まつりがあったお休みの日ですが、それが 1,090 名来られていまして、うちの副館長の山下に言わせると、開館以来 3 本の指に入るぐらいの入館者というか、盛況だったということで、駐車場も 23、24、25 日は駐車場整理を終日行っているような感じでございまして、大変盛況でございまして、その 2 割か 3 割ぐらいが特別展のほうに流れていっておりまして、特別展のほうもかなりの入館者数を数えております。

○教育長

よかったですね。非常に賑わって、賑わいすぎたという話もあったようですが、本当にすばらしい企画をしていただいたと思います。お疲れ様でした。

【報告第 96 号】

○教育長

では続きまして、報告第 96 号を文化財課長から説明をお願いいたします。

○文化財課長

文化財課でございます。

それでは、報告第 96 号の説明をさせていただきます。

内容の説明に入ります前に、1 ヶ所、訂正をお願いしたいと思います。

開催要項中の 4、入館料の④のところでございますが、毎週第 3 日曜日とありますが、毎月第 3 日曜日の誤りでございます。大変申し訳ございませんが、訂正をよろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

都城歴史資料館では、小学校 3 年生の社会科の事業「むかしの道具と人々の暮らし」にあわせて、毎年、むかしの道具展を開催しております。今年度は、平成 31 年 1 月 25 日、金曜日から、3 月 3 日、日曜日まで、時代はめぐるちょっとむかしの道具とお金と題しまして、企画展を開催いたします。

今回は、改元、昭和から平成へ、暮らしに必要なお金という 2 つのテーマで資料を展示いたします。1 つ目のテーマであります改元 昭和から平成へでは、3 枚目、4 枚目に添付しております資料にございます道具を中心に展示をいたしたいと思います。それに基づきまして、大人の人たちには、昭和という時代を懐

かしく思っていたが、子どもたちには、技術がどのように進歩し、人々の暮らしがどのように変わってきたかを考えてもらう機会になればと思っております。

2 つ目の暮らしに必要なお金では、明治 4 年に円が日本の貨幣単位になって以降、時代の移り変わりの中で、お金の姿がどのように変化しているかを展示し、将来、キャッシュレス社会の到来が予想されておりますので、私たちの生活を支える大切な役割を担っているお金について、考えていただければと思っております。また、直接触れることのできる資料として、機械式計算機や回転こたつ等を準備する予定でございます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第 96 号につきまして、ご質問やご意見、ありますでしょうか。

それでは、報告第 96 号につきまして承認をいたします。どうかよろしく願います。

【報告第 95 号、議案第 31 号】

○教育長

それでは、報告第 95 号、議案第 31 号を生涯学習課長から説明をいただきます。どうかよろしく願います。

○生涯学習課長

生涯学習課でございます。

それではまず、報告第 95 号、平成 30 年度人権啓発標語審査結果について、ご報告申し上げます。

人権啓発標語の募集は、7 月の定例教育委員会でご報告しましたとおり、8 月の人権啓発強調月間にあわせて、実施したところでございます。

応募状況は、別紙にも記載しておりますけれども、昨年度より 298 作品多い、5,776 作品でございまして、すべての学校から提出をいただいたところでございます。

標語の審査方法ですが、別紙選考要領のとおり、選考基準に基づきまして、まずは、第一次選考で、小学校は低学年、中学年、高学年ごとに、また、中学校では、学年ごとにそれぞれ 10 件、一般につきましては、5 件をめどに選考したところでございます。

次に、最終選考におきましては、都城市人権啓発推進協議会監事会の委員 15 名にそれぞれ採点をいただきまして、合計得点の高い作品からそれぞれ最優秀賞と優秀賞を選出したところでございます。

その後、10 月 29 日に開催しました同協議会の第 2 回監事会におきまして、承認いただきました。審査の結果は、お手元の資料のとおりでございますけれども、今回入選された 10 名の方につきましては、12 月 15 日に開催される人権啓発推進大会において、表彰させていただくことになっております。

報告第 95 号については以上でございます。

続きまして、議案第 31 号 都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

現在、建設事業が進行しております沖水地区公民館、志和池地区公民館、及び庄内地区公民館でございますけれども、この 3 つの公民館の事業については、それぞれの公民館、庄内地区につきましては、仮設公民館となりますけれども、順次、事業の進捗に応じ、供用開始となります。沖水地区は来年 9 月に、志和池地区が来年 10 月、庄内地区は仮設の公民館が来年の 9 月にそれぞれ供用開始予定となっておりますけれども、各部屋の面積も確定し、その面積区分に応じて、使用料を改正するものでございます。

なお、庄内地区の仮設公民館につきましては、同敷地内に設置できないために、庄内地区体育館の敷地内に仮設公民館を建設いたしますので、所在地もあわせて改正するものでございます。

各公民館のそれぞれの使用料については、別紙のとおりなのですが、これまで審議会等で審査いた

だいた基準に基づきまして、それぞれの部屋の面積に応じて、基礎額を決定しているものでございます。定例教育委員会にお諮りした後は、部会議、部長会議、庁議を経まして、3 月の市議会に議案として上程する予定でございます。議案第 31 号については、以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。

報告第 95 号の人権啓発標語について、それともう一つが公民館条例の一部改正になりますが、何かご質問やご意見ありましたら、お願いいたします。

○岡村委員

人権啓発標語の募集等月間についてなのですが、先ほど言っていただきましたが、応募状況について、本年度は 298 作品増えておりますということで、すべての学校から応募がありましたと言われましたので、とてもいいことだなと思ったところです。都城の命を大切にすると関係とも関わりながら、子どもたちの人権意識を高めていくというもので、よかったなと思いました。

あと、一般の方が減っているのですけれども、一般の方にはどのようにして募集をかけているのか、周知しているのか、そこを教えていただければありがたいです。

○生涯学習課長

一般の方の募集ということになりますと、都城市人権啓発推進協議会に様々な団体から構成をさせていただいておりますので、その団体のほうにもお声かけをして、それぞれ会員さんのほうにご案内をさしあげて募集についてご協力をいただきたいということで、一般についてはそのようなお願いを別途さしあげているところでございます。

○岡村委員

もう少し一般の方が増えると、また都城市全体での人権意識の高まりという一つの手段、方法なのかと思いますので、またよろしくをお願いいたします。

○生涯学習課長

ちなみに、近年の状況を申し上げますと、平成 28 年度が 16 点だったのです。昨年が倍増の 33 件だったのですけれども、今年は十分なお案内ができなかったせいもあるのかもしれませんが、17 作品にとどまってしまったということです。これについてはまた、募集についてはまた団体等にもお声かけするとともに、ほかの方策も検討してみたいと思っております。

○教育長

よろしくお願いします。

ほかにはありませんでしょうか。

○濱田委員

今の人数と賞をいただく数との関係なのですが、小学生の場合は 3,200 件もあって、わずか 4 人しか選ばれない。参加することに意義があるという考えなのだろうと思うのですが、佳作とか、そういうものがあるのもいいと思います。

○生涯学習課長

確か 5 月だったと思うのですが、5 月の定例教育委員会でもこの賞のことについてはご案内をさせていただいたところなののですが、募集状況が読めないこともございますが、確かに、小学生のほうで熱心に学校からお声かけをいただいている状況もございますので、作品数も多いのだと思います。今、ご提案いただいた内容につきましては、対応可能であれば、また、予算等を含めて課内でもお話をさせて、検討させていただければと思っておりますが、折角お話がございましたので、小学生の状況を申し上げますと、今年が 3,238 ということで、昨年は 2,582、その前が 2,813 ということで、若干、先ほどの一般同様、一定ではない。少しずつ、平成 29 年は若干減りましたが、平成 28 年度よりはさらに増えているという状況でございますし、中学校も同様で、今年は昨年より若干減ったのですけれども、その前が 2,300

ということで、2 年前からすると増えてはいるというところでございますので、関心を持っていただくためにも、何か方策を検討できればと思っております。

○濱田委員

単純に計算すると、1,000 人に一人の割合で標語が選ばれるということなので、何がまだほかにもいいのが結構眠っているような気がしますので、可能であればということです。検討をお願いしたいと思います。

○生涯学習課長

ありがとうございます。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第 95 号、そして、議案第 31 号、双方を承認いたします。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

【報告第 94 号】

○教育長

引き続きまして、報告第 94 号を教育総務課長からご説明いただきます。よろしくお願いします。

○教育総務課長

教育総務課です。

報告第 94 号、専決処分した事務 平成 30 年度都城市教育委員会名義後援、共催についてご説明いたします。

名義後援、共催ともに 10 月 24 日から 11 月 20 日までに承認したものを上げております。

まず、名義後援につきましては、総計 12 件を承認しております。別紙の一覧表の表面をご覧ください。学校教育関係が 2 件、スポーツ関係 3 件、高崎総合支所地域振興課 1 件、その他教育総務課で受け付けたものが 6 件となっております。なお、No.105、申請団体を見ていただきますと、宮崎県弓道連盟は初の申請がございます。したがって、今回の件名であります平成 30 年度第 26 回九州高等学校弓道新人選手権大会も新規でございます。

次に、共催について説明いたします。共催につきましては、総計 9 件を承認しております。裏面をご覧ください。すべて学校教育関係となっております。

以上で、報告を終わります。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、名義後援、それから共催につきましてでございますが、何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

それでは、報告第 94 号を承認いたしますので、よろしくお願いいたします。

【議案第 30 号】

○教育長

続きまして、議案第 30 号を教育部長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○教育部長

議案第 30 号、12 月の補正予算につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

1 枚めくっていただきまして、まず、平成 30 年度 12 月補正予算の歳入の一覧をご覧ください。

款項目の 65-70-5-10、指定寄附金、これは個人からの指定寄附になります。図書購入費に充ててほしいということで 5 万円、それからもう 1 項目が 85-20-15、教育費委託事業収入の遺跡発掘調査事業委託収入につきまして 284 万 5 千円、これは後ほど歳出のほうで内容の説明をしたいと思います。この 2 件を合

わせまして、289 万 5 千円の歳入の増額補正ということになります。

めくっていただきまして、2 ページと 3 ページにわたりまして歳出の一覧を掲載しております。一部訂正をお願いしたいと思います。2 ページ目の 50-10-5、教育総務管理費（小学校）の右から 2 列目の補正額 10,525 円とありますけれども、これを 10,512 円に修正をお願いしたいと思います。その結果、3 ページの下段の総計が 16,842 円になりますので、そちらのほうも修正をお願いしたいと思います。

内容につきまして、次のページ 4 ページ以降で説明をさせていただきたいと思います。4 ページ、5 ページの歳入は飛ばしまして、6 ページをご覧くださいと思います。歳出の説明をさせていただきます。

まず、6 ページの上段、教育総務管理費（小学校）とあります。これは、小学校における電気料が不足をするということで、事業費 1,051 万 2 千円を増額補正するものであります。これは祝吉小の仮設の校舎にエアコンを付けたものが、基本料金等に影響してきたというところのようです。

その下以降に、事業費が 0 と上がっているものの補正予算が幾つかあります。これは、事業費の増減はせずに、今ある予算の中で組み替えを行うというものでありますので、その説明を省略させていただきたいと思います。

9 ページをご覧くださいと思います。9 ページの上段、一般体育事務費につきましては、南九州駅伝の大会運営に伴います委託料の増でございます。28 万 3 千円の増額補正です。内容につきましては、昨年、鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会で事故が発生しました。隣の県なのですが、このことに伴い、今回安全面を配慮して、看板の増設をするということでの委託料の増でございます。

それから、その下の段ですけれども、体育施設維持管理費につきましては、高城運動公園内にあります屋内競技場の西側の斜面に竹林があるのですけれども、その竹林の伐採の委託料を 243 万 8 千円増額補正するものです。これは、今回の台風でも竹が伸びてしまっ、隣の民家の瓦を傷つけたということもありまして、処理をするということになります。

それから、11 ページをご覧ください。高城牧野原遺跡発掘調査受託事業、これは先ほど歳入のところでもお話をしましたけれども、民間の事業所が事務所を作るのに伴いまして、発掘が必要になったということで、その事業費になります。284 万 5 千円、この金額をまた同じように発生原因の方から歳入としてお金をいただくということになります。

それから、13 ページをご覧ください。ここからは、総合支所の案件になりますけれども、13 ページの下段、ニュースポーツ推進事業、高城地区地域活性化事業ということで、高城の地区体育協会に対する補助金を 50 万 7 千円増額するというものです。

それから最後、次ページになりますけれども、これも高城の温泉でありますけれども、さくらマラソンおもてなし事業ということで、これも事業費の補助金の増額でございます。25 万 7 千円の歳出予算を増額するというのでございます。

以上で、今回の 12 月補正につきましての議案の説明を終わらせていただきたいと思います。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、議案第 30 号につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

それでは、議案第 30 号につきまして、このとおりよろしく願いいたしたいと思います。

【議案第 32 号】

○教育長

それでは、議案第 32 号を学校教育課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長

それでは、議案第 32 号、学校閉庁推進期間及び学校閉庁日の設定につきまして、ご協議をよろしくお願いいたします。

資料をご覧ください。

まず、1 の目的でございますが、学校閉庁推進期間及び学校閉庁日を設定することにより、都城市の教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現と誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備し、本市の学校教育の質の維持向上を図ることを目的といたします。

期間につきましては、2 つありますが、1 つ目の学校閉庁推進期間につきましては、県と同様に、8 月 10 日から 8 月 16 日の 7 日間を閉庁推進期間としたいと思います。そして、学校閉庁日につきましては、学校閉庁推進期間の間に、各学校で独自に学校閉庁日を設定していただくと考えております。

最後、3 つ目ですが、留意点といたしまして、まず、学校閉庁推進期間につきましては、学校教育課主催の行事あるいは会議等は一切実施しないということで行きたいと思っております。

なお、この期間は、県も同じ期間でございますので、例えば、県の校長会でありますとか、県の会議とか、そういった重なりもなくなってまいりますので、調整がしやすいかなと考えております。

最後に、2 つ目の学校閉庁日につきましては、そこにある 5 つのことでございますが、まとめて申し上げますと、学校閉庁推進期間中であれば、設定日あるいは設定日数は各学校に任せるというスタンスで行きたいと思っております。

以上でございます。どうぞご協議、よろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございます。

それでは、議案第 32 号につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○中原委員

この推進期間につきましては、まとめたほうがいいのか、それとも、7 日間の分の 2 日間を年末、12 月 30 日とか、31 日とか、そういうのは検討されなかったのですか。県にあわせてということだったので、仕方ないのかと考えもしたのですけれども。

○学校教育課長

今、先生が言われたことが大きいと思います。つまり、県も行事を設けませんので、そうすると、県の連絡調整会議とか、県単位で行われる会議等が一切なくなりますので、学校としては、閉庁日を設けやすくなるのではないかと考えたところです。

○教育長

今のご意見の中にありましたように、夏休み中、夏季休業中だけではなくてというご意見を今、くんでおいていただければと思います。

○赤松委員

大変、はっきり示されているのでいいことではないかなと思います。これは、常に 10 日から 16 日までをこれから先、どの年度もこの 10 日から 16 日と考えていってよろしいのですか。

○学校教育課長

おっしゃるとおりでございます。そのとおりでございます。

○教育長

それも県と同じということですね。

○学校教育課長

県も同じ考えですので、あわせていきたいと思っております。

○赤松委員

年度によって、日にちがちちょっと前後したり、遅れたりすることはないということですね。

○学校教育課長

それをやると煩雑に、年間計画を立てにくくなりますので、統一したいと思います。

○教育長

ほかにございませんでしょうか。

○岡村委員

前回からも懸案事項だったものですが、市の職員、県の職員の休暇等の扱いについて、教えていただければと思います。

○学校教育課長

おっしゃるように、県それから市、それから教諭、色々な職種の方が学校にはいらっしやいまして、年休取得日数がそれぞれで異なっておりますので、そのへんの懸念がありましたので、先ほどありました学校閉庁日につきましては、各学校に任せたとするのはそこがあります。日数と設定日も、1日は必ず設けていただくのですが、何日でもいいというスタンスですので、そこを学校で、色々な職員がいる中でご協議いただいて、何よりもあらかじめ示すことによって、そういう年休が少ない方も見通しを持ってと言いますか、ここでみんなで休むから、できるだけここでは取らないようにして、ここで取ろうかとか、そういったことで、できるだけ年休を取得しやすいような形で持っていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○教育長

市の職員につきましては、清水主幹、補足をお願いします。

○教育総務課主幹

市の学校事務の嘱託職員につきましては、今、職員課が嘱託職員全体を統轄していますので、そこと今、協議中でありまして、市の嘱託職員の場合は勤務を始めて3ヶ月目から年休が1日付与されますので、夏休みの時7月の時点でまだ3ヶ月に満たない方がいらっしゃる可能性もあります。そういった場合、最初から学校閉庁日を勤務を要しない日ということで設定はできるのかということで、その辺を含めて、職員課と現在、協議中です。

○濱田委員

制度のことでよくわからないのでお聞きするのですが、土日というのは本来お休みの日が多いのですけれども、学校としては、あえて土日も閉庁とする必要がありますか。

○学校教育課長

学校としましては、土日は週休日ということになりますので、土日以外で学校閉庁日というのを設けていただく。つまり、年休を皆がとりやすい環境にしたいということがねらいですので、週休は除きたいと思っています。

○濱田委員

これは7日間。

○学校教育課長

期間の中には、当然、週休土日は入ってまいりますけれども。

○濱田委員

全体で7日間ありますから、週休を除いた日を閉庁日にするということですか。

○学校教育課長

そうですね。それを学校で決めていただきます。年によっては、土日が10日から16日の7日間で、どこで入るかがずれてきますので、そこは同じような形でいきたいと考えております。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

これにつきましては、委員会の中でも様々に議論をいただきまして、こういうようなことで学校教育課がまとめ上げていただきましたこと、本当にありがとうございます。来年度に向けて、これでスタートしていただきたいと思います。

議案第32号を採択いたしますので、どうかよろしくお願いします。

11 その他

○1月定例教育委員会日程について

日程 平成31年1月8日(火) 午後1時30分から

会場 市役所南別館3階委員会室

以上で、12 月の定例教育委員会を終了いたします。